

令和6年第12回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和6年12月10日（火）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

9名

3. 出 席 委 員

1番 正 木 善 昭

2番 大 井 栄 一

3番 中 野 栄

4番 三 須 清 一

5番 宮久保 勝

7番 川 村 泉 治

8番 根 本 博

9番 大 炊 三枝子

10番 田 口 忠

4. 欠 席 委 員

6番 森 茂

5. 出席事務局職員

局 長 大 井 一 郎

次長補佐 鈴 木 光 一

主 任 片 桐 圭 悟

主 査 富 塚 隆 則

6. 会議に付した議案等

審議事項

- 議案第 1 号 農地法第 5 条について（継続審議）
- 議案第 2 号 農地法第 3 条について
- 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
- 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）
- 議案第 5 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第 6 号 非農地判断について
- 議案第 7 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

報告事項

- 報告第 1 号 農地法第 4 条（届出）について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条（届出）について
- 報告第 3 号 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について
- 報告第 4 号 農地法第 18 条（通知）について
- 報告第 5 号 農用地利用集積計画の変更について
- 報告第 6 号 市長と農業委員会との地方自治法第 180 条の 2 及び第 180 条の 7 の規定による協議についての一部改正について

三須清一会長 ただいまから令和6年第12回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員9名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第18条第2項の規定により、

2番 大井 栄一委員

3番 中野 栄委員にお願いいたします。

次に本日の書記には、事務局職員の片桐主任を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第7号までの合計7議案についてです。

議案第1号「農地法第5条について」（継続審議）1件、議案第2号「農地法第3条について」2件、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告について」（一括契約）18件、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について」（機構・受け手間契約）5件、議案第5号「農用地利用集積計画（案）の決定について」再設定3件、議案第6号「非農地判断について」2件、議案第7号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

三須清一会長 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより、議事に入ります。

議案第1号「農地法第5条（継続審議）について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第5条（継続審議）について」は、第9回我孫子市農業委員会総会において継続審議となったので、再度審議を求める。

提出日 令和6年12月10日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をいたします。

議案資料も1ページからとなります。

9月の総会で継続審議となった案件です。

簡単に再度説明します。

申請地は〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は1,016平方メートルの所有権を移転するものです。

転用目的は、太陽光発電所用地になります。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第1号について、調査結果を報告いたします。

第9回総会では、千葉県手賀沼土地改良区の意見書が添付されていないことから、千葉県手賀沼土地改良区との協議が確認できないため、継続審議となったものです。

今回、議案資料1ページ・2ページのとおり、意見書が提出されたことから、千葉県手賀沼土地改良区との協議が確認できました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第1号「農地法第5条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については、原案どおり許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

それでは再開いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条について」審議したいと思います。

整理番号1番・2番は受人が同一人であり一体化している農地のため、一括して審議いたします。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第3条について」次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

提出日 令和6年12月10日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をいたします。

議案資料は3ページからとなります。

整理番号1番・2番は一括して説明いたします。

申請地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑3筆、合計面積は990平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は〇〇〇〇の南西側約150メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の5ページをご覧ください。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇と〇〇〇〇の方です。

自宅から近い農地のため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第2号、整理番号1番・2番について、調査結果を報告します。

第2調査会で受人、渡人及び代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

受人の経営耕地面積は、自作地のみ約0.1ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間200日、妻が250日、子が150日、子の妻が150日です。

トラクター等を揃えています。

経営農地は全て効率的耕作をしていて、常時従事要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第2号、整理番号1番・2番「農地法第3条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号、整理番号1番・2番については、原案どおり許可す

ることに決定いたしました。

次に、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 3 ページをお開きください。

議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」次のとおり、促進計画案について審議を求める。

提出日 令和 6 年 12 月 10 日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をします。

議案資料は 11 ページからとなります。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）は、18 件です。

整理番号 1 番から 18 番の転貸人は全て公益社団法人千葉県園芸協会のため、説明を省かせていただきます。

整理番号 1 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 3 筆、合計面積は 7,528 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 2 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 1,863 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 3 番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 4 筆、合計面積は 9,377 平方メートルです。

受人は〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 4 番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 4,223 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 5 番、賃貸借権を再制定する農地は、〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 5,000 平方メートルです。

受人は〇〇〇〇の農業者で、渡人が〇〇〇〇の方です。

借受期間は 5 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 6 番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 2,978 平方メートルです。

受人は〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg 相当額です。

整理番号 7 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目畑 1 筆、面積は 1,356 平方メートルです。

受人は帝人ソレイユ株式会社で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号 8 番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 3,822 平方メートルです。

受人は株式会社山崎フロンティア農場で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 9 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の田 4 筆、合計面積は 4,338 平方メートルです。

受人は株式会社山崎フロンティア農場で、渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 10 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の田 1 筆、面積は 1,240 平方メートルです。

受人は株式会社山崎フロンティア農場で、渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 11 番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑 1 筆、面積は 1,000 平方メートルです。

受人は合同会社くいしんぼう組で、渡人は〇〇の方です。

整理番号 12 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田 3
番、合計面積は 2,630 平方メートルです。

借受期間は5年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号 13 番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇地先の畑 2 筆、合計面積 1.050 平方メートルです。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たり〇円です。

整理番号 14 番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の田 2 筆、合計面積は 781 平方メートルです。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たり〇円です。

整理番号 15 番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目畑 1 筆、面積は 655 平方メートルです。

借受期間は5年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号 16 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田 1 筆、〇〇字〇〇地先の地目田 3 筆、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田 1 筆、合計面積は 11,065 平方メートルです。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米〇kgです。

整理番号 17 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 187 平方メートルです。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米〇kgです。

整理番号 18 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇地先の地目田 3 筆、合計面積は 10.423 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第 2 調査会長から議案第 3 号の調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第 3 号について調査結果を報告します。

整理番号 1 番・2 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 12.31 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 250 日、妻が 150 日、子が 30 日、父が 20 日、母が 10 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号 3 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 7.77 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 300 日、妻も 300 日、父が 200 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号 4 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 6.46 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 310 日、妻が 180 日、子が 310 日、父が 100 日、子の夫が 310 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号 5 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 5.36 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 300 日、妻も 300 日、子が 100 日です。

トラクター、田植機、農用車を揃えています。

整理番号 6 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 12.23 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 300 日、妻も 300 日、子が 30 日です。

トラクター、田植機、農用車を揃えています。

整理番号 7 番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約 1.91 ヘクタールで、農業従事日数は、スタッフ 23 人の年間平均日数は約 197 日です。

トラクター、乾燥機、管理機等を揃えています。

整理番号 8 番から 10 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 21.37 ヘクタールで、農業従事日数は本人が年間 280 日、取締役が 280 日と 250 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号 11 番・12 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 2.70 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 330 日、妻が 270 日です。

トラクター、農用車、管理機等を揃えています。

整理番号 13 番・14 番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約 2.39 ヘクタールで、農業従事日数は、理事が 3 人で年間 90 日ずつです。

管理機、草刈機、田植機を揃えています。

整理番号 15 番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約 1.99 ヘクタールで、農業従事日数は本人が年間 300 日です。

トラクター、耕運機を揃えています。

整理番号 16 番・17 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 13.12 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 200 日、父も 200 日、母が 100 日、姉弟 2 人が 100 日ずつです。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号 18 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 3.65 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 300 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第 2 調査会では、受人の経営農地の効率的な利用及び常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項 2 号、3 号の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって「意見なし」との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について、「意見なし」とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

次に、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）」について審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 12 ページをお開きください。

議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）」について次のとおり、促進計画案について審議を求める。

提出日 令和 6 年 12 月 10 日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をします。

議案資料は 28 ページになります。

農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）は、5 件です。

整理番号 1 番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇地先の畑 6 筆、〇〇〇字〇〇地先の畑 1 筆、〇〇〇字〇〇〇地先の畑 7 筆、合計面積は 3,145 平方メートルです。

受人は〇〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は公益社団法人千葉県園芸協会です。

借受期間は許可の公告日から令和 9 年 2 月 28 日までで、借賃は全面積で〇〇円です。

整理番号 2 番、使用貸借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇地先の畑 1 筆、面積は 621 平方メートルです。

受人は〇〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は公益社団法人千葉県園芸協会です。

借受期間は許可の公告日から令和 9 年 2 月 28 日までで、借賃は無償です。

整理番号 3 番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇地先の畑 1 筆、面積は 2,122 平方メートルです。

受人は〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は公益社団法人千葉県園芸協会です。

借受期間は許可の公告日から令和 12 年 5 月 31 日までで、借賃は 10 アール当たり 〇円です。

整理番号 4 番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇地先の田 1 筆、〇〇〇地先の田 2 筆、〇〇〇地先の田 5 筆、〇〇〇地先の田 5 筆、合計面積は 31,499 平方メートルです。

受人は株式会社山崎フロンティア農場で、渡人は公益社団法人千葉県園芸協会です。

借受期間は許可の公告日から令和 13 年 11 月 30 日までで、借賃は 10 アール当たり コシヒカリ一等米 〇kg です。

整理番号 5 番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の田 1 筆、面積は 2,002 平方メートルです。

受人は株式会社山崎フロンティア農場で、渡人は公益社団法人千葉県園芸協会です。

借受期間は許可の公告日から令和 11 年 11 月 30 日までで、借賃は 10 アール当たり コシヒカリ一等米 〇kg です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第 2 調査会長から議案第 4 号の調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第 4 号について、調査結果を報告します。

整理番号 1 番から整理番号 3 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 3.61 ヘクタールで、農業従事日数は本人が年間 300 日、妻が 100 日、父が 300 日、母が 280 日、祖母が 60 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号 4 番・5 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 21.37 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 280 日、取締役が 280 日と 250 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第 2 調査会では、受人の経営農地の効率的な利用及び常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項 2 号、3 号の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって「意見なし」との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）について「意見なし」とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

次に、議案第 5 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 16 ページをお開きください。

議案第 5 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」次のとおり、農業経営基

盤強化促進法等の一部を改正する法律「令和4年法律第56号」附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画（案）を決定するため審議を求める。

提出日 令和6年12月10日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。

議案資料は29ページからとなります。

農用地利用集積計画（案）の申請件数は、再設定3件です。

整理番号1番、使用貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇〇地先の畑2筆、合計面積は1,139平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は無償です。

整理番号2番、使用貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇〇地先の畑1筆、面積は555平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は合同会社くいしんぼう組で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は無償です。

整理番号3番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇地先の田1筆、面積は2,981平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会、受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米〇kgです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第2調査会長から議案第5号の調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第5号について、調査結果を報告します。

整理番号1番の受人の経営耕地面積は、自作地のみ約0.20ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間365日、妻が15日です。

トラクター、耕運機、管理機等を揃えています。

整理番号 2 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 2.70 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 330 日、妻が 270 日です。

トラクター、農用車、管理機等を揃えています。

整理番号 3 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 3.65 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 300 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第 2 調査会では、受人の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律「令和 4 年法律第 56 号」による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条の第 3 項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第 5 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、原案どおり決定することとしました。

次に、議案第 6 号「非農地判断について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 18 ページをお開きください。

議案第 6 号「非農地判断について」次のとおり、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の申請があったので、審議を求める。

提出日 令和 6 年 12 月 10 日、我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。

議案資料は 30 ページとなります。

位置図は、議案資料の 31 ページになります。

整理番号 1 番の申請地は、〇〇字〇〇〇〇地先の登記地目畑、現況地目宅地、面積は 1,729 平方メートルです。

平成 18 年 2 月に相続で取得した当時から宅地として利用され、現在も駐車場と庭として利用しており、農地の復元することが著しく困難なため「非農地」について審議をするものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第 2 調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第 6 号整理番号 1 番について、調査結果を報告します。

第 2 調査会で申請人立会いの下、現地を確認し審議しました。

当該地は平成 18 年 2 月に相続で取得した当時から宅地として利用され、現在も駐車場と庭として利用しており、農地に復元することが著しく困難なことを確認してきました。

第 2 調査会では、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、全員一致で非農地との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第 6 号整理番号 1 番に対する質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。

決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 6 号整理番号 1 番は原案どおり非農地として判断することとしました。

引き続き、議案第 6 号整理番号 2 番「非農地判断について」審議したいと思います。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案の説明をします。

議案資料は 35 ページとなります。

位置図は、議案資料の 36 ページになります。

整理番号 2 番の申請地は、〇〇字〇〇地先の登記地目畑、現況地目雑種地、面積は 465 平方メートルです。

昭和 45 年 12 月に売買で取得した当時から駐車場として利用され、現在も駐車場として利用しており、農地に復元することが著しく困難なため、「非農地」について審議するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大炊第 2 調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大炊三枝子調査会長 議案第 6 号整理番号 2 番について、調査結果を報告します。

第 2 調査会で申請人及び代理人立会いの下、現地を確認し審議しました。

当該地は昭和 45 年 12 月に売買で取得した当時から現在まで駐車場として利用しており、農地に復元することが著しく困難なことを確認してきました。

第 2 調査会では、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、全員一致で非農地との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより、議案第 6 号整理番号 2 番に対する質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより、採決します。

決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 6 号整理番号 2 番は原案どおり非農地として判断することとしました。

次に議案第 7 号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」審議します。

なお、○委員が特例農地等の利用者となっております。

○委員は、農業委員会会議規則第 14 条に基づき議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 19 ページをお開きください。

議案第 7 号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」下記のとおり、東京国税局長より利用状況確認依頼があったので、この会の意見を求めま

す。

提出日 令和6年12月10日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。

議案資料は40ページからとなります。

本件は、相続税の納税猶予の適用を受けてから20年を迎えることから、この適用農地の利用状況について東京国税局長より利用状況確認依頼があったものです。

これを受けて、地区担当委員と事務局とで現地の状況を確認しました。

事務局からは以上です。

三須清一会長 それでは議案第7号について、地区担当から報告をお願いします。

宮久保委員、お願いします。

宮久保勝委員 議案資料の40ページをご覧ください。

整理番号1番、令和6年11月7日、事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている「〇〇〇〇字〇〇〇地先ほか田・畑11筆、合計面積19,675平方メートルについて」現地確認を行いました。

その結果、自ら所有し適切に利用されていることを確認しました。

以上です。

三須清一会長 以上で報告が終わりました。

なお、〇委員が特例農地等の利用者となっております。

先ほど申しましたとおり、〇委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき、議事参与の制限がありますので退出していただきます。

(〇委員退出)

これより、議案第7号に対する質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 7 号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」採決します。

原案どおり報告することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 7 号は、原案どおり報告することとしました。

○委員を入室させてください。

(○委員入室)

続いて報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。

報告は第 1 号から 6 号までの 6 件です。

報告第 1 号は「農地法第 4 条の規定による届出に対する専決処分について」で、2 件受理しました。

届出事由は、住宅が 1 件、住宅・駐車場が 1 件です。

報告第 2 号は「農地法第 5 条の規定による届出に対する専決処分について」で、4 件受理しました。

届出事由は、宅地分譲が 2 件、宅地が 1 件、住宅が 1 件です。

報告第 3 号は「農地法第 3 条の 3 規定による届出書について」で、3 件受理しました。

届出事由は、相続です。

報告第 4 号は「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」で、1 件受理しま

した。

通知の事由は、合意解約が1件です。

報告第5号は「農用地利用集積計画の変更について」で、1件通知がありました。

通知事由は、賃料の変更です。

報告第6号は「市長と農業委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定による協議についての一部改正について」です。

事由は、別紙資料のとおり軽微な変更です。

以上です。

三須清一会長 暫時休憩します。

三須清一会長 それでは再開いたします。

報告第1号から6号について、何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和6年第12回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。